

全ての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する社会福祉法人となるため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

令和 7年 4月 1日～令和12年 3月31日までの5年間

内 容

【目標1】

令和12年3月までに、男性の平均育児休業所得率（出生時育児休業含む）を80%以上にできるようにする。

〈対策〉

令和7年4月から男性の育児休業について職場内に周知・徹底を行い、誰でも育児休業を取得しやすい環境づくりをする。

【目標2】

令和12年3月までに、仕事と育児の両立ができるよう育児短時間勤務申出者が下記の割合を達成できるようにする。

女性80%以上 男性30%以上

〈対策〉

令和7年4月から始まる育児時短就業給付金制度を周知・活用することで取得促進をする。

【目標3】

令和12年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。

〈対策〉

目標とする日数の年次有給休暇が取得できるよう取得申出が少ない職員に対しては各部署計画的に付与する。

【目標4】

令和12年3月までに小中高等学校及び専門学校等からの施設見学、体験学習を積極的に受け入れる。さらに施設行事等に地域からボランティアを受け入れることができる体制を確立し、医療福祉の次世代人材育成に貢献する。

〈対策〉

令和7年4月から社会福協議会、学校、地域住民の方等に案内の文書を送付し理解していただく。